

後 援 会 会 則

第 1 章 総 則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は京都聴覚言語障害者福祉協会（以下協会）後援会という。

(目的)

第 2 条 本会は協会事業の紹介を通じてその社会的の啓発を行い、かつその安定的経営に資するために財政的援助を行うことを目的とする。

(事務所)

第 3 条 本会の事務所を京都市中京区西ノ京東中合町 2 番地の協会内に置く。

(会員)

第 4 条 本会の会員はその趣旨に賛同し、個人は一口 1,000 円の会費を二口以上納入したものとす。

第 2 章 事 業

(事業)

第 5 条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 協会の実施する聴覚言語障害者福祉事業などに関する社会啓発
- (2) 協会事業に対する協力
- (3) 協会事業に対する財政的援助
- (4) 会員相互の研修と親睦
- (5) 会報の発行（会費に購読料を含む）
- (6) その他本会の目的を達成するために必要なこと

第 3 章 役 員

(役員)

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 事務局員 若干名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 監査 2 名
- (7) 顧問 2 名

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

- (3) 幹事は会務を執行する。
- (4) 監査は会計を監査する。
- (5) 顧問は会長の諮問に応じ、幹事会に助言を与える。

(事務局の任務)

第8条 事務局長は事務局員を指揮し会務を処理する。事務局員の内2名は会計を担当する。

(役員任期)

第9条

- (1) 役員任期は2年とする。ただし補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。
- (2) 役員は再任されることができる。

(役員選出)

第10条 役員選出は次のとおりとする。

- (1) 幹事は京都府内の各地域ブロック、及び法人を構成する各団体・機関及び学識経験のある者で後援会の趣旨に賛成・協力する者よりそれぞれ若干名選出する。
- (2) 会長・副会長・事務局長・監査は幹事より推薦し総会で選出する。
- (3) 事務局員は幹事会の承認を得て、事務局長より委嘱する。
- (4) 顧問は幹事会の推薦により会長が委嘱する。

第4章 機 関

(機関)

第11条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

(総会)

- 第12条 総会は公開とし会則変更、予算決算の議決、役員選出その他重要な事項を審議、議決する。
2. 総会は年1回、会計年度の始期に開催する。ただし会長が必要と認めた時は臨時に開くことができる。
 3. 総会の開催が困難な場合は、幹事会の開催をもって総会に代えることができる。
 4. 総会には議長をおく。議長は出席者のうちから選出する。

(幹事会)

- 第13条 幹事会は必要に応じて会長が招集し、必要な事項を審議する。
2. 幹事会の議長は会長とする。

(議決)

第14条 本会の議決はすべて多数決とし、賛否同数のときは議長が決定する。

第5章 会 計

(会計)

- 第15条 本会の会計は必要な帳簿によって収支の内容を明確にしなければならない。
2. 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日をもっておわる。

3. 本会の会計は総会に先だって監査による会計監査を受けるものとする。

附則

この会則は1978年（昭和53年）8月 9日より実施する。

1981年（昭和56年）6月11日（第1次改正）

1987年（昭和62年）5月 9日（第2次改正）

1988年（昭和63年）4月 1日（第3次改正）

1998年（平成10年）9月29日（第4次改正）

2005年（平成17年）6月26日（第5次改正）

2006年（平成18年）7月 9日（第6次改正）

2008年（平成20年）6月 1日（第7次改正）

2010年（平成22年）4月 1日（第8次改正）

2021年（令和3年）11月20日（第9次改正）